

令和7年12月25日

## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

### 記

1. 指名停止措置業者名及び住所：株式会社千代田テクノル  
東京都文京区湯島1丁目7番12号

2. 指名停止措置期間：1ヶ月 令和7年12月25日～令和8年1月24日

3. 指名停止措置の範囲：本社及び各事業所等に係る案件

#### 4. 事実概要

令和7年10月30日、株式会社千代田テクノルより、放射線測定器等に関する不適切行為が確認されたとの発表があった。当社に関連するものとして、放射線測定を行う一部の業務において、同社によって校正等が適切に行われていない放射線測定器等が、当社から外部委託した事業者等により使用されていたことが判明したため。

#### 5. 指名停止措置理由

上記事実概要が「指名停止等措置要領」の別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

#### 「指名停止等措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内

以上